

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

91

提案区分

A 権限移譲

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

第一種指定化学物質等取扱事業者が行う化学物質排出量等届出等事務の都道府県から中核市への移譲

提案団体

福島県、群馬県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法」という。)の規定により、第一種指定化学物質等取扱事業者が行う化学物質の排出量等の届出先(窓口)を、中核市については、都道府県から当該市とするよう規定を見直すこと。

具体的な支障事例

【現行制度について】

化管法第5条第2項に基づく届出(いわゆる PRTR 制度)については、同条第3項の規定に基づき、事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならないとされている。当県では、化管法に基づく届出が必要な事業所が 906 あり、そのうち約4割に当たる 375 事業所が中核市に所在している(令和2年度実績)。

【支障事例・制度改正の必要性】

化管法に基づく届出は、事業者による化学物質の自主的な削減を促すものであり、公害関係法令による化学物質対策を補完している。中核市においては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類特別措置法等の届出や立入調査等の権限が都道府県から移譲されている一方で、これらの法令と密接に関係している化管法に基づく届出については、同法の規定により都道府県が窓口となっており、届出先が分かれることで届出を行う事業者の負担となっている。当県としても、中核市内の事業所から県に対し、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の他の環境法令に基づく届出等を受けていないことから、PRTR 制度に基づく届出の要否や内容の適否の確認に時間と労力を要している。

【支障の解決策】

他の環境法令の権限移譲と同様に、化管法に基づく届出先(窓口)を、都道府県ではなく中核市とする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各種法令に基づく届出・申請の窓口を一元化(ワンストップサービス化)することにより、事業者の届出等にかかる負担軽減・利便性向上が期待される。

化管法による届出は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の他の環境法令に基づく届出内容と密接に関係しているため、中核市においては、法令に基づく届出情報を相互に利活用することが可能となる。

根拠法令等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、山梨県、豊橋市、滋賀県、長崎県、大分県

OPRTR 制度は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質を対象としている。地域における健康危機管理は保健所の重要な役割のひとつであり、保健所を設置する中核市を届出の窓口とすることで、健康危険情報の収集の一環として対象事業所および化学物質の排出量等を把握し、平常時の監視業務等を通じて健康危機の発生を未然に防止するとともに、所管区域全体で健康危機管理を総合的に行うシステムの構築が期待できる。化管法の目的のひとつである「環境の保全上の支障を未然に防止する」ことにもつながることから、届出先を中核市（保健所）に見直すことが望ましい。